

ESD 実践に際しての SDGs の位置づけについて

ESD 活動支援センター
2019年3月

SDGs の普及に伴い、ESD との関係をより詳しく整理してほしいとの要望が高まってきました。本資料は、地域における取組を核とする ESD 推進ネットワークにおいて、ESD 実践に際しての SDGs の位置づけについて、学校を含む地域で ESD を実践する際の、当面の参考としてまとめたものです。

持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals (SDGs)

2015年9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」のなかに「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。

SDGs は、発展途上国・先進国共に取り組む 2016年から2030年までの国際的な目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標、169のターゲットから構成されています。

世界のすべての国が行動する「普遍性」、『誰一人取り残さない』というスローガンで明白な「包摂性」、NGO/NPO、企業、政府、専門家などすべてのステークホルダーの参加を求めるという「参画型」、社会、経済、環境は不可分であり統合的な取り組みを求める「統合性」、モニタリング指標を定め定期的にフォローアップする「透明性」に特徴があるとされています。

参考：持続可能な開発のための2030アジェンダ（外務省）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000270935.pdf>

ESD 推進ネットワークは、持続可能な社会の実現に向け、持続可能な開発のための教育 (ESD) に関わる多様な主体が地域における取組を核としつつ、様々なレベルで分野横断的に協働・連携して ESD を推進することを目的としています。ESD 推進ネットワークでは、ESD の広まりと深まりを通じて、地域の諸課題の解決と教育の質の向上、持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた意識・行動変革を進めることを目指している開かれたネットワークです。

SDGs は持続可能な社会を実現するための目標を整理したものであり、ESD は持続可能な社会の担い手を育む教育・人材育成・活動ですから、両者は持続可能な社会をつくっていくための動きの中で表裏一体のものです。ESD 推進ネットワークにおいては、SDGs について、これまで以下のように説明してきました。

SDGs について

SDGs においては、教育は、17の目標のひとつ、目標4。「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」でとりあげられ、その第7項目に ESD 等を通じた持続可能な開発の促進に必要な知識とスキルの習得の保証が掲げられている。ESD 推進ネットワークは、ここに注目し、さらに、SDGs すべての目標を達成するために ESD が重要であり ESD の観点から踏まえた人材育成が必要であるという考え方にたつ。言い換えれば、2030年に向けた人類の持続可能な開発の目標である SDGs の達成のための意識・行動の変容をもたらす学びが ESD である。

出典：ESD 推進ネットワークの目標等（平成 29 年 3 月、ESD 活動支援センター）

しかしながら、以上の説明より詳細な説明が必要という声があります。

ESD と SDGs の関係についてのより詳細な説明は、基本的に、学校での ESD 実践を念頭に策定され、「日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ」として公開された「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて～学校等で ESD を実践されている皆様へ～」（平成 29 年 9 月、日本ユネスコ国内委員会教育小委員会）にあります。

「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて～学校等で ESD を実践されている皆様へ～」（平成 29 年 9 月、日本ユネスコ国内委員会教育小委員会）

http://www.esd-jpnatcom.mext.go.jp/about/pdf/message_02.pdf

同メッセージは、基本的に学校等で ESD を実践している主体を対象としています。本資料では、同メッセージを引用して以下のように整理しましたので、地域の ESD 実践者の皆さんの参考にしていただければ幸いです。

.....

■SDGs における ESD の位置づけ

・教育は目標 4 に位置付けられ、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を保証し、生涯学習の機会を促進する」とされています。さらに、ESD については、ターゲット 4.7 に、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に向けて取り組むこととされています。

■SDGs 達成に貢献する ESD

・「教育が全ての SDGs の基礎」であるとともに、「全ての SDGs が教育に期待」している、とも言われています。

・ESD もまた、ターゲット 4.7 に書いてあるから取り組むべき、というだけのものではなく、持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17 全ての目標の達成に貢献するものです。

・ESD に引き続き取り組み、より一層推進することが、SDGs の達成に直接・間接に貢献することをお伝えしたいと思います。



持続可能な開発のための教育（ESD）は、持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17 全ての目標の達成に貢献します。

図は『日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて～学校等で ESD を実践されている皆様へ～』』から引用。

■ESD 実践の目標の明確化に寄与する SDGs

ESD の様々な活動が、国際的に整理された目標である SDGs の各目標にどのように貢献しているのかを考えることは、言い換えれば SDGs によって自分自身の ESD の活動に新たな意義や価値付けを行うことであり、ESD の目標を明確化する方法の一つでもあります。

■グローバルな動きと地域での ESD 実践

- ・ SDGs は人類共通のグローバル目標であり、それを意識して ESD の活動に取り組むことは、地域に根差した身近な活動が世界につながることであり、地球規模の課題解決に貢献することになるのです。

- ・ 学校や地域特有の課題解決に特化した ESD の取組について、SDGs の特にどの目標につながり、どのように貢献するのかという観点から SDGs との関わりを考え、地域における特定の目標の達成に貢献しようとするのも大変意義のある取組です。



参考

地域で ESD を実践する観点からは、「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて～学校等で ESD を実践されている皆様へ～」記載内容以外にも、ESD と SDGs の関係について理解をするうえで役立つ資料があります。

以下にそれらを抜粋し、整理しますので、参考にしてください。

1. SDGs の目指す世界像について

SDGs の目標は、それぞれが独立したものではなく、相互に関係しています。国際的な議論のすえに 17 の目標、169 のターゲットに整理された SDGs ですが、SDGs がどのような世界を理想として目指しているのかを意識することが、SDGs に対するより深い理解につながり、ESD 実践のための示唆を得ることができます。その目指すべき世界像は、「我々のビジョン」として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されています。

出典：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（仮訳）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

（パラグラフ 7、8、9：2～3 ページ）

2. 「世界を変革する」ための意識と行動の変革について

SDGs は、国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の一部であり、SDGs は「我々の世界を変革する」ことを目指す目標ともいえます。

「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」では、「変革」と教育の役割について、以下のように記載されています。

「持続可能な開発のためには我々の思考と行動の変革が必要である。教育はこの変革を実現する重要な役割を担っている。そのため、全てのレベルの行動によって持続可能な開発のための教育（ESD）の可能性を最大限に引き出し、万人に対する持続可能な開発の学習の機会を増やすことが必要である。」

出典：「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」（文部科学省・環境省仮訳）

<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1345280.htm>

（パラグラフ 1）

3. 日本政府による SDGs や持続可能な社会づくりに貢献する教育、人づくり、人材育成につながる政策的な動きについて

日本政府のさまざまな政策には、SDGs の達成を担う教育・人づくり・人材育成について、あるいは、持続可能な社会づくりのための教育・人づくり・人材育成が、取り入れられています。

以下はその例です。

SDGs 関連資料のなかでの ESD への言及

SDGs アクションプラン 2019～2019 年に日本の「SDGs モデル」の発信を目指して～

「SDGs の達成を担う人材育成において中心的な役割を果たす持続可能な開発のための教育（ESD）の推進や、ユネスコの教育及び科学分野への信託基金及びユネスコ活動に係る国内事業者への補助等の取組を通じて SDGs 達成のための人材育成を強化。」

教育分野の政策における言及

教育振興基本計画

「我が国が ESD の推進拠点として位置付けているユネスコスクールの活動の充実を図り、好事例を全国的に広く発信・共有する。また、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働により、ESD の実践・普及や学校間の交流を促進するとともに、ESD の深化を図る。これらの取組を通して、持続可能な社会づくりの担い手を育む。」

「地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働による ESD の実践を促進するとともに、学際的な取組などを通じて SDGs の達成に資するような ESD の深化を図る。これらの取組を通して、地球規模課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた持続可能な社会づくりの担い手を育む。」

新学習指導要領（小学校・中学校・高等学校）

「一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」としている。

環境分野の政策における言及

環境基本計画

「今後の環境政策が果たすべき役割は、既存の財・サービスの継続的改善といったイノベーションから従来の技術や制度の延長線上には存在しないイノベーションまで、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することである。このため、社会全体で目指すべき持続可能な社会の姿を提示し、国民、事業者等あらゆる主体と共有した上で、更なる研究開発の促進を通じた技術のイノベーションのみならず、企業が経営資源をイノベーション創出に向けられるよう、率先して努力した人が報われるインセンティブの付与、環境保全への需要（マーケット）の創出、新たな雇用の創出と公正な移行、汚染者負担の原則も考慮し汚染者に負担を課すことによる外部性の内部化、計画段階からの環境配慮の組み込み、環境教育や持続可能な開発のための教育（ESD）を通じた環境意識の醸成、多様な主体の参加によるパートナーシップを促進するための施策等、持続可能な社会の構築を支える仕組みづくりに取り組む必要がある。」

「地域資源を発掘し、活用するための核となる、環境・経済・社会の関係性を理解し、専門家をつなぐ人材を育成していくことは地域が自立、持続を目指すために必要不可欠である。ESD の考え方をベースに、多様なステークホルダーとの連携を図りながら持続可能な地域づくりを担う「人づくり」を行い、パートナーシップの深化、他地域との交流等を進める人材の育成を行う。」

「消費者は、自らの消費行動が環境、社会等に影響を及ぼすことを認識し、「安さ」や「便利さ」を追求するのみならず、その背後に隠れた社会的費用についても意識することが求められる。ESD 等を通じてこうした意識を喚起し、地域の活性化や雇用等も含む、人や社会、環境に配慮した消費行動（倫理的消費（エシカル消費））等、持続可能なライフスタイルへの理解を促進する。」

「環境教育・環境学習については、ESD の考え方を踏まえ、環境教育等促進法及び同法により国が定める基本方針に基づいて持続可能な社会づくりの担い手として必要な資質能力等を

着実に育成する。とくに、以下の点を重点的に取り組む。①実践者の育成を通じた環境教育の深化・充実②国民が興味・関心をもって参加できる「体験の機会」の拡充③多様な環境保全活動・地域づくり等への参加を通じた学びの推進④環境人材を育成する事業者の取組への支援」

「地域資源の保全・活用の促進のための基盤整備するための人材育成として、学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を通じて、持続可能な地域づくりに対する地域社会の意識の向上を図る。」

環境教育等促進法基本方針

「私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指していく必要があります。」

消費者教育分野の政策における言及

消費者教育の推進に関する法律

「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。」

「消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。」

「消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。」

開発教育・国際協力分野の政策における言及

開発協力大綱

「開発教育の推進：学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。」

森林・林業分野の政策における言及

森林・林業基本計画

「ESD（持続可能な開発のための教育）に関するグローバル・アクション・プログラムがユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択され、我が国においても、ESDの取組が進められていることを踏まえ、持続可能な社会の構築に果たす森林・林業の役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高める取組を推進する。具体的には、関係府省や教育関係者等とも連携し、小中学校の「総合的な学習の時間」における探究的な学習への学校林等の身近な森林の活用など、青少年等が森林・林業について体験・学習する機会の提供や、木の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」を推進する。国有林においても、フィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。」